

(一社)日本小児口腔外科学会・(公社)日本小児歯科学会 学術交流協定書

(一社)日本小児口腔外科学会と(公社)日本小児歯科学会は、学術交流の推進を目的として、両学会の協力体制を構築するために、下記の事項に関する協定に合意する(以下「本協定」という。)

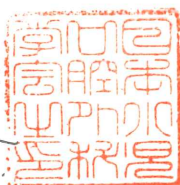
1. (一社)日本小児口腔外科学会と(公社)日本小児歯科学会は、両学会の協力により学術をはじめとした交流を推進し、小児歯科医療の進歩・発展に寄与する。
2. (一社)日本小児口腔外科学会と(公社)日本小児歯科学会は、上記 1. の基本方針に基づき、次の事項を推進する。
 - (1) 「両学会のウェブサイト相互リンクを設置する。」
 - (2) 「総会・学術大会、教育講演、学術講演の情報を相互に掲載する。」
 - (3) 「学術大会や教育講演などでの講師の派遣」
 - (4) 「合同シンポジウムの開催」
 - (5) その他、1. の基本方針に基づいた活動
3. 各活動の詳細な計画は、両学会の協議のもとで策定する。
4. 本協定に基づく活動は、いずれの学会にも財政的負担を課さないが、財政的負担がある場合には両学会で協議する。
5. 本協定の有効期間は両学会が本協定書に署名した日から5年間とする。本協定の有効期間は(一社)日本小児口腔外科学会及び(公社)日本小児歯科学会の合意により延長できる。
6. 本協定書は、双方がそれぞれ署名の上、保有する。

2025 年 6 月 4 日

一般社団法人

日本小児口腔外科学会 理事長

矢野 香



2025 年 6 月 4 日

公益社団法人

日本小児歯科学会 理事長

新谷 誠

